

情報通信審議会答申(案)

－災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方－

概 要

(平成24年1月23日まで意見募集中)

平 成 2 3 年 1 2 月
総 務 省

情報通信審議会答申(案) 災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方

東日本大震災において公衆電話が重要な役割を果たしたこと等を踏まえ、災害等緊急時における通信手段の一つである公衆電話がより有効に利用されうるものとなるよう、公衆電話の在り方について提言。

1 災害等緊急時における通信手段としての公衆電話の在り方

常設の公衆電話（第一種）の台数の在り方

- 災害等緊急時における役割を含め、「戸外における最低限の通信手段」としてのレベルを引き下げることとならないよう、現在の台数（10、9万台）を維持。



特設公衆電話の在り方

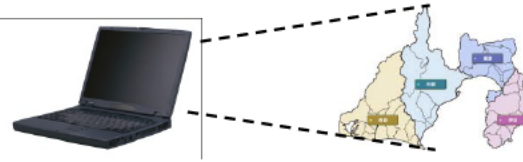
- NTT東西により、特設公衆電話の事後設置に加え、避難所やコンビニ等への事前配備を進める取組が進められることを期待。



利便性の向上のための取組

公衆電話の設置場所の情報の提供

- NTT東西は、常設の公衆電話及び特設公衆電話の設置場所について、早期にウェブページ等を活用して広く公開すべき。その際、利用に混乱が生じることのないよう、工夫をするべき。



特設公衆電話の発信者番号通知

- NTT東西は、特設公衆電話から発信される通話について、「非通知」の着信を拒否している者が着信できないという状況を解消するための措置を講ずるべき。



利用者への周知

- NTT東西は、災害等緊急時において通話料が無料化されたときの利用方法などの必要な事項を周知する取組を行うべき。
- (社)電気通信事業者協会や総務省は、ユニバーサルサービス制度の周知に併せて、こうした事項を周知する取組を行うべき。

2 災害等緊急時における通信手段としての公衆電話の在り方を踏まえたユニバーサルサービス制度の在り方

- 基本的な考え方 ⇒ 災害等緊急時のみに着目した措置により提供される電気通信役務をユニバーサルサービスとすることについては、慎重に対応すべき。
- 特設公衆電話 ⇒ これまでどおりNTT東西における自主的な取組として進めることが適当であり、今後、必要に応じて、その状況を確認しつつ、改めて検討をすることが適当。